環境配慮型建築材料登録手数料規程

1 趣旨

この規程は、環境配慮型建築材料登録規程(HW-環境型 001-2023)(以下「規程」という。) 第22条の規定に基づき、環境配慮型建築材料登録業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

この規程において、表1の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義		
登録手数料	環境配慮型建築材料登録規程に規定する登録業務に要する手数料で、		
	新規手数料、更新手数料及び変更手数料の総称である。		
新規手数料	規程第10条の規定で、申請者が新たに登録を取得する場合の審査及び		
	登録の手数料をいう。		
更新手数料	規程第11条の規定で、登録の有効期限を迎えたときに申請者がその有		
	効期限の延長を行おうとする場合の審査及び登録の手数料をいう。		
変更手数料	規程第12条の規定で、登録の有効期間中に品質及び性能等の変更を申		
	請する場合の審査及び登録の手数料をいう。		

表1 用語の定義

3 新規及び更新手数料

規程第10条及び第11条の規定による、新規及び更新の申請に係る登録手数料は表2による。ただし、同一申請者から同時期に申請される複数の製品で、センターが合理的に登録業務を行えると判断した製品については、2件目以降の登録手数料は表2の金額の半額とする。

項目	金額	
新規手数料	88,000 円	
更新手数料	44,000 円	

表 2 新規手数料及び更新手数料(税込)

4 変更手数料

規程第12条の規定による変更申請を行う場合の手数料は、表2による。

表 2 変更手数料 (税込)

項目	種別	金額
届出	名称等の変更	0 円
変更申請	品質・性能等の変更	66,000 円

5 登録証の再交付料

環境配慮型建築材料登録実施要領 (HW-環境型 004-2023) の第6に規定する登録証の再交付を行う場合の手数料は、登録証1枚につき11,000円(税込)とする。

6 手数料の返還

新規、更新及び変更手数料は、審査の過程及び判定結果にかかわらず返還しない。

付則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。 制定 令和5年7月1日 住木認発第90号